

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2018 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「障害給付金」です。

第 18 講 「障害給付金」

（確定拠出年金法第 37 条 2018 年度版条文集 P108 ほか）

「障害給付金」は、確定拠出年金の給付の一つで、一定の障害の状態に該当するなどの要件を満たした場合に受けることができる給付です。

障害給付金に関する規定としては、確定拠出年金法第 37 条（支給要件）、第 38 条（支給の方法）のほかに、給付額の算定方法に関する規定として確定拠出年金法施行規則第 4 条（給付の額の算定方法の基準）などがあります。

まず、確定拠出年金法第 37 条をみてみましょう。

第 1 項は、障害給付金の原則的な支給要件に関する規定です。

障害給付金は、加入者又は加入者であった者が、傷病により、障害認定日から 70 歳に達する日の前日までの間に政令で定める程度の状態に該当した場合に、請求により受けることができます。請求期間は、障害認定日から 70 歳に達する日の前日までで、請求先は記録関連運営管理機関です。なお、老齢給付金を受給している場合でも、70 歳に到達する前であれば障害給付金を受けることができます。

政令で定める程度の状態とは、確定拠出年金法施行令第 19 条により、国民年金法の障害等級 1 級または 2 級に該当する程度の障害であることをいいます。ただし、この点については、法令解釈第 7 により、①障害基礎年金の受給者、②身体障害者手帳（1 級から 3 級までの者に限る）の交付を受けた者、③療育手帳（重度の者に限る）の交付を受けた者、④精神障害者保健福祉手帳（1 級及び 2 級の者に限る）の交付を受けた者が、障害給付金を請求した場合には、記録関連機関運営管理機関が支給の裁定をすることは差し支えないとされています。

第 2 項は、基準傷病に関する規定です。

基準傷病とは、既に発生している傷病による障害と、新たに発生した傷病（既に発生している傷病の初診日以後に初診日がある傷病に限る）による傷病を併合して、初めて障害等級の要件を満たすこととなった場合における、新たに発生した傷病のことです。このように、一つひとつの障害では要件を満たさない場合でも、併合すると要件を満たすときには、基準傷病の障害認定日から 70 歳に達する日の前日までの間に、障害給付金を請求することができます。

第 3 項は、給付の請求から支給の流れに関する規定です。

加入者又は加入者であった者が障害給付金を請求したときは、記録関連運営管理機関の裁定に基づいて、資産管理機関が支給します。

なお、公的年金の障害年金の場合には初診日に被保険者であることなどの要件が設けられていますが、確定拠出年金の場合はこうした要件はありません。従って、加入する前に初診日があるケースや、加入者資格を喪失し運用指図者であるときに初診日があるケースでも、障害の状態が要件を満たせば、請求期間内に障害給付金を請求することができます。

次に、確定拠出年金法第 38 条で支給の方法についてみてみましょう。

第1項では、障害給付金は原則として年金で支給すること、第2項では、規約に定めを設けた場合には、全部または一時金で支給することができることが定められています。給付の額の算定方法に関する基準は、確定拠出年金法施行規則第4条に定められています。

確定拠出年金法施行規則第4条は、第17講でみたように、第1項に年金として支給される場合の算定方法、第2項に一時金として支給される場合の算定方法が定められていますが、そのうち、障害給付金の算定方法については、第1項第2号、第2項第2号に定められています。

算定方法に関する公的年金の障害年金との大きな違いは、確定拠出年金の障害給付金は、あくまでも個人別管理資産の額に基づいて算定されるものであり、障害の程度によって給付金の額が変わるものではないという点です。従って、年金給付の場合における「給付の額が個人別管理資産の額の20分の1以上2分の1以下であること」や「支給予定期間が5年以上20年以下であること」などの基準は、老齢給付金と同様です（第17講参照）。ただし、障害給付金の方が老齢給付金よりも、状況に応じた柔軟性のある受け取りが認められています。

例えば、第1項第2号の「イ」では、障害給付金の場合は、給付の額の算定方法を、一定の期間（5年以上の期間に限る）ごとに受給権者の申出により変更することができるものとしなければならないことが定められています。

また、「へ」についても、老齢給付金の場合は、規約に定めた場合には、個人別管理資産額が過小となった場合に、1回に限り給付の額の算定方法を変更することができますが、障害給付金の場合は、1回に限らず、給付の額の算定方法を変更できる旨の定めを設けることができます。

なお、一時金で受け取る場合の給付の額の算定方法については、老齢給付金の場合と同様です。

確定拠出年金法第39条は失権に関する規定で、障害給付金の受給権は、受給権者が死亡したとき、及び個人別管理資産の額がなくなったときに消滅します。死亡したときに個人別管理資産が残っている場合には、遺族が死亡一時金を受けることができます（第19講参照）。

確定拠出年金は、原則として、60歳に達するまでは個人別管理資産を取り崩して給付を受け取ることができませんが、障害給付金は、例外的に60歳に達する前に個人別管理資産の取り崩しが認められる給付として設けられたものです。このことを念頭において条文を確認すると、公的年金の障害年金との違いや、確定拠出年金の老齢給付金の額の算定方法の基準の違いなどに関する理解が深まるでしょう。

今回は、「死亡一時金」です。